

令和8年2月26日

第2回 総 会 議 事 録

雨 竜 町 農 業 委 員 会

1. 開催日時 令和8年2月26日(木曜日) 16時30分から17時06分

2. 開催場所 雨竜町役場庁舎 2階 大会議室

3. 出席委員(10名)

委員	議席1番	小山 武
	議席2番	松原 範明
	議席3番	安部 直樹
	議席4番	高見 早苗
	議席5番	沖田 努
	議席6番	小峯 修一
	議席7番	上月 義雄
	議席8番	小原 雄一郎
会長職務代理	議席9番	松木 薫
会長	議席10番	高島 智之

4. 欠席委員(0名)

5. 事務局出席者 局長 佐々木 督
次長 藤田 岳民

6. 本会書記 事務局 池田 光希

7. 付議事項

議事録署名委員の指名

業務報告

報告 第2号 農地法第3条の3第1項の規定による権利移動の届出について

報告 第3号 農地の賃貸借等の合意による解約について

議案 第4号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第5号 農用地利用集積等促進計画の要請について

8. 議事

- 議長 (16:30) これより第2回雨竜町農業委員会総会を開催いたします。ただいまの出席委員は10名であり、総会は成立いたします。
- 議長 本日の議事日程について事務局次長より報告させます。
- 次長 議事日程について説明いたします。
(議案書の議事日程を朗読)
以上、報告2件、議案2件を本日の議題とするものであります。
- 議長 おはかりいたします。
ただいま、事務局次長が説明しましたとおりの日程でよろしいでしょうか。
- 各委員 異議なし。
- 議長 それではこの日程により進めさせていただきます。
日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は会議規則第14条第2項の規定により、7番 上月委員、8番 小原委員を指名いたします。
- 議長 日程第2、業務報告を事務局より報告させます。
- 事務局 議案書2ページをお開き願います。

業務報告をいたします。今回は、令和8年1月29日から2月25日までの間の、業務についてであります。

1月29日 第1回農業委員会総会を開催しております。

2月2日、沖田委員、安部委員、小山委員のあっせんにより●●●●さんと●●●●との農用地利用調整会議を行っております。

結果につきましては、公社の農地売買等事業の貸付タイプで、農地面積●●●●m²、単価10 a あたり●●●●千円、総額●●●●万円となっております。

この案件につきましては、令和7年度中の公社事業は受付をすでに終了しているため、年度が変わって令和8年度の案件として、買入協議要請から議案提出させていただきます。

次に、2月18日、北空知農業委員連絡協議会の会長・事務局長会議が沼田町にて開催され、高島会長と佐々木局長が出席しております。

会議では、本年が農業委員の改選期であることを踏まえて、総会、臨時総会等の会議及び研修・交流会の開催日程などの事業計画について検討がされております。

関係資料につきましては事務局にありますので、閲覧等、必要に応じてお申し出願います。

その他につきましては、記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

議長 業務報告について、質疑等ございませんか。

各委員 なし。

議長 質疑も特にないようですので、次に進みます。

議長 日程第3、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による権利移動の届出について」を議題といたします。
事務局より説明させます。

事務局 議案書3ページをご覧ください。

(報告第2号を朗読)

報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による権利移動の届出について」、相続により農地の権利を取得した届出が1件ございます。

番号1につきましては、現況地目で田が13筆、畑が2筆、その他非農地である宅地と雑種地が3筆、合計18筆の相続の届出がございました。被相続

人の農地台帳に登録されている所有地すべてが相続されております。
以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。質疑等ございませんか。

各委員 なし。

議長 質疑も特にないようですので、報告第2号については報告済みといたします。

議長 日程第4、報告第3号「農地の賃貸借等の合意による解約について」を議題といたします。
事務局より説明させます。

事務局 議案書4ページをご覧ください。

(議案第3号を朗読)

議案第3号、農地の賃貸借等の合意による解約が2件でございます。

番号2は、借受人が法人化をすることに伴い、公社から一時貸付けを受けている農地についても法人による耕作をするため、一度解約をするものです。

番号3は、借受人が経営移譲をすることに伴い、貸付人から賃貸借していた農地についても後継者により耕作を行うため、一度解約をするものです。

番号2と3のいずれも、解約された農地につきましては、この後の議案第5号において、改めて賃貸借契約をする促進計画を議案にしております。また、いずれの案件も、解約の合意が成立した日から6か月以内に土地の引き渡しを行うことが書面により明らかとなっております。このため、農地法第18条第1項の許可を受けることを要しないものであり、合意解約は成立していると判断しております。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。質疑等ございませんか。

各委員 なし。

議長 質疑も特にないようですので、報告第3号については報告済みといたします。

議長 日程第5、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局より説明させます。

事務局 議案書5ページから10ページをご覧ください。

(議案第4号を朗読)

議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」、4件の申請であります。申請位置等につきましては、連絡協議会議案書に資料として添付しておりますので、ご確認ください。

5ページから6ページの番号3につきましては、来年度の営農より、貸主が経営する法人名義で耕作を行うための賃貸借の許可申請です。貸主が所有している全農地を法人へ賃貸借させるもので、期間は令和8年3月1日から5年間となっております。

次に、7ページから9ページの番号4につきましては、貸主から借主へ経営移譲を行うための使用貸借の許可申請です。貸主が所有している全農地を借主である子へ使用貸借させるもので、使用貸借期間は令和8年3月1日から10年間となっております。また、借主の農業経営改善計画の認定ですが、現在、貸主の認定計画に連名として加わっているため、この時点で認定農業者として取り扱うことができますが、経営移譲が完了しましたら、改めて借主単独での農業経営改善計画の認定を進める予定とのこと。

続きまして9ページ、番号5につきましても、来年度の営農より、貸主が経営する法人名義で耕作を行うための賃貸借の許可申請です。期間は令和8年3月1日から1年間となっております。貸主は一部の農地については他の者へ賃貸借をすることとしており、この賃貸借契約については議案第5号にて審議いただきますが、その他の貸主が所有している全農地は法人へ賃貸借させることとなります。こちらの農地所有適格法人の確認も後ほどしていただきます。

最後に10ページの番号6につきましては、譲渡人が農業経営を廃止するため、譲受人へすべての農地を贈与するものでございます。譲受人につきましては、昨年11月の総会で新規就農予定者として適任と認められた者であり、第三者継承による新規就農となります。

次に、11ページから12ページ、議案第4号の農地法第3条の許可申請の番号4の●●●●●●●●●●についてです。

法人形態要件は株式会社ですので要件を満たしております。

事業要件については、生産する農畜産物が水稲及びそばです。売上高ですが、申請時に資料の提出がなかったため、3年間の年度の実績が空欄ですが、その後資料の提出がありました。ここで口頭にてお伝えします。農業の売上高が10,476千円、農業に該当しない事業が4,205千円となります。このため収入見込みの過半を占めておりますので、必要な要件を満たしております。

次の議決権要件について、議決権を持つ者は2名であり、12ページにあるとおり、いずれも農業関係者であるため要件を満たしております。

最後に役員要件について、役員2名が年間250日従事する見込みであり、要件を満たしております。

これら4要件を満たすことから、当該法人につきましては農地所有適格法人であると判断しております。

また、当該法人につきましては農業経営改善計画の認定は現在申請中でございます。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。質疑等ございませんか。

各委員 なし。

議長 質疑も特にないようですので、本件を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、議案第4号については原案のとおり決定いたします。

議長 日程第6、議案第5号「農用地利用集積等促進計画の要請について」を議題といたします。
事務局より説明させます。

議案書11ページから24ページをご覧ください。

(議案第5号を朗読)

議案書11ページから24ページ、議案第5号「農用地利用集積等促進計画の要請について」、今回所有権移転が1件、使用貸借権の設定が2件、賃貸借権の設定が転貸を含み15件、利用権の移転が1件の内容でございます。

それぞれの申請位置等につきましては、連絡調整会議の議案書に資料として添付しておりますので、ご確認ください。

12ページの所有権移転の番号45は、前回の総会にて買入協議要請を行った案件で、農業公社より買入の承認があったことから、本総会にて農業公社の買入の促進計画を要請するものです。

13ページ、使用貸借権設定の番号26から29は新規の契約ですが、令和7年12月末まで賃貸借契約がされていた土地です。いずれも貸主から当該地のあっせんの意向が示されており、令和8年中に売買を予定しているため、本年は使用貸借にて契約を結ぶものです。

続いて賃貸借契約ですが、14ページから19ページの番号30から39までは新規の契約が5件となります。

番号30、31につきましては、昨年11月の総会で新規就農予定者として適任と認められたもう一人の新規就農予定者が借り入れる賃貸借契約です。

番号32、33は先ほど農地法第3条の許可申請の番号5でも説明した賃貸借です。

番号34、35も、報告第4号の農地賃貸借の解約及び議案第4号の農地法第3条の許可申請の番号4でも説明した経営移譲に伴う賃貸借です。

番号36から39の2件の賃貸借については、来年度の営農より、貸主が経営する法人名義で耕作を行うためのものです。いずれも本年度の総会において貸主が贈与を受けた農地を含め、すべての農地を法人へ賃貸借するもので、農地中間管理事業により農地を貸し付けた場合は、不動産取得税の納税猶予を受けることができるため、今回、促進計画により賃貸借契約を結ぶこととなりました。この2件の賃貸借も農地所有適格法人として耕作の権利を得たいとのことであり、最後に確認をしていただきます。なお、所有する全農地を15年以上の期間で農地中間管理機構に貸し付けることとなるため、地方税法附則第15条第31項が適用され、翌年からの当該農地の固定資産税が5年間1/2となります。

20ページから22ページの番号40から57の9件は賃貸借契約の更新です。

23ページの番号58につきましては、報告第4号で解約した、公社が一時貸付けしていた農地を法人が借り直す契約です。

最後に24ページ、番号59につきましては利用権の移転となります。移転をする者が公社より一時貸付けを受けていた農地について、経営移譲により移転を受ける者へ利用権の移転をするものです。経営移譲に際して公社へ相談したところ、親子間での経営移譲であれば、この利用権の移転により、一度貸借を解約してから借り直すという手間が省けるとのことで、このような形で農地を耕作する権利を移転することとなりました。なお別紙調査書のとおり、本促進計画案は各法律の各要件を満たしていると判断されます。

農地所有適格法人の確認ということで、農用地利用集積等促進計画での申請2件の確認をしていきます。

まずは、議案第5号の促進計画の番号36、37の●●●●●●●●についてです。

法人形態要件は株式会社ですので要件を満たしております。

事業要件については、生産する農畜産物が水稻及び小麦で、収入見込みの過半を占めておりますので必要な要件を満たしております。

次の議決権要件について、議決権を持つ者は2名であり、12ページにあるとおり、農業関係者の議決権割合が過半を超えているため、要件を満たしております。

最後に役員要件について、役員1名が年間300日従事する見込みであり要件を満たしております。

これら4要件を満たすことから、当該法人につきましては農地所有適格法人であると判断しております。

また、当該法人につきましては、農業経営改善計画の認定もすでに受けております。

売上高につきましては、他の法人においても同様ですが、新規営農する法人であるため、農業の売り上げ実績はまだなく、経営主個人の売り上げ実績となっております。また、申請日の属する年度の額は令和8年の額ですが、まだ実績が出ていないため、営農計画書等より算出した見込み額となっております。

次に、議案第5号の促進計画の番号38、39の●●●●●●●●についてです。

法人形態要件は株式会社ですので要件を満たしております。

事業要件については、生産する農畜産物が水稲、小麦及び大豆で、収入見込みの過半を占めておりますので、必要な要件を満たしております。
次の議決権要件について、議決権を持つ者は1名であり、農業関係者であるため要件を満たしております。
最後に役員要件について、役員2名が年間250日従事する見込みとのことで要件を満たしております。
これら4要件を満たすことから、当該法人につきましては農地所有適格法人であると判断しております。
また、当該法人につきましては、農業経営改善計画の認定は現在申請中でございます。
以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。質疑等ございませんか。

各委員 なし。

議長 質疑も特にないようですので、本件を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、議案第号については原案のとおり決定いたします。

以上で、本日の日程、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

17時06分閉会

令和8年2月26日

雨竜町農業委員会長

議事録署名委員(7番)

議事録署名委員(8番)
